

現行	改正後
<p>(中略)</p> <p><b>II-1-2-1 主な着眼点</b></p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 反社会的勢力との取引解消に向けた取組み</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 事後検証の実施等により、取引開始後に取引の相手方が反社会的勢力であると判明した場合には、反社会的勢力への利益供与にならないよう配慮しているか。</p> <p>④ (略)</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(中略)</p> <p><b>II-3 事務運営</b></p> <p><b>II-3-1 システム管理</b></p> <p>前払式支払手段の発行の業務を行うに当たっては、コンピュータシステムのダウンや誤作動等、システムの不備等により、又は、コンピュータが不正に使用されることにより利用者や前払式支払手段発行者が損失を被るリスク（以下「システムリスク」という。）が存在することを認識し、適切にシステムリスク管理を行う必要がある。</p> <p>特に、IC カードを用いた前払式支払手段やサーバ型前払式支払手段については、発行者が使用するシステムに障害が発生した場合に</p>	<p>(中略)</p> <p><b>II-1-2-1 主な着眼点</b></p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 反社会的勢力との取引解消に向けた取組み</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 事後検証の実施等により、取引開始後に取引の相手方が反社会的勢力であると判明した場合には、<u>関係の遮断を図るなど</u>、反社会的勢力への利益供与にならないよう配慮しているか。</p> <p>④ (略)</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(中略)</p> <p><b>II-3 事務運営</b></p> <p><b>II-3-1 システム管理</b></p> <p>前払式支払手段の発行の業務を行うに当たっては、コンピュータシステムのダウンや誤作動等、システムの不備等により、又は、コンピュータが不正に使用されることにより利用者や前払式支払手段発行者が損失を被るリスク（以下「システムリスク」という。）が存在することを認識し、適切にシステムリスク管理を行う必要がある。</p> <p>特に、IC カードを用いた前払式支払手段やサーバ型前払式支払手段については、発行者が使用するシステムに障害が発生した場合に</p>

は、発行額、回収額、未使用残高の把握ができなくなるおそれや、前払式支払手段の発行業務が継続不可能となるなど利用者に多大な損害を及ぼすおそれがあることから、特にシステムリスク管理を適切に行う必要がある。

以下の着眼点は IC カードを用いた前払式支払手段やサーバ型前払式支払手段の発行者を想定しているが、字義どおりの対応がなされていない場合にあっても、当該前払式支払手段発行者の規模、前払式支払手段の発行の業務におけるコンピュータシステムの占める役割などの特性からみて、利用者保護の観点から、特段の問題がないと認められれば、不適切とするものではない。

なお、磁気型・紙型の前払式支払手段を発行する場合にあっても、システム障害により前払式支払手段の発行の業務に支障を来たすおそれがある場合には、必要に応じたシステム管理に係る態勢整備を行う必要がある。

は、発行額、回収額、未使用残高の把握ができなくなるおそれや、前払式支払手段の発行業務が継続不可能となるなど利用者に多大な損害を及ぼすおそれがあることから、特にシステムリスク管理を適切に行う必要がある。

また、IC カードを用いた前払式支払手段やサーバ型前払式支払手段発行者の IT 戦略は、近年の金融を巡る環境変化も勘案すると、今や当該前払式支払手段発行者のビジネスモデルを左右する重要課題となっており、当該前払式支払手段発行者において経営戦略と IT 戦略を一体的に考えていく必要性が増している。こうした観点から、当該前払式支払手段発行者の規模や特性に応じて、経営者がリーダーシップを発揮し、IT と経営戦略を連携させ、企業価値の創出を実現するための仕組みである「IT ガバナンス」を適切に機能させることが極めて重要となっている。

以下の着眼点は IC カードを用いた前払式支払手段やサーバ型前払式支払手段の発行者を想定しているが、字義どおりの対応がなされていない場合にあっても、当該前払式支払手段発行者の規模、前払式支払手段の発行の業務におけるコンピュータシステムの占める役割などの特性からみて、利用者保護の観点から、特段の問題がないと認められれば、不適切とするものではない。

なお、磁気型・紙型の前払式支払手段を発行する場合にあっても、システム障害により前払式支払手段の発行の業務に支障を来たすおそれがある場合には、必要に応じたシステム管理に係る態勢整備を行う必要がある。

(参考) 金融機関の IT ガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理 (令和元年 6 月)

## II-3-1-1 主な着眼点

(1) (略)

### (2) システムリスク管理態勢

① (略)

② システムリスク管理の基本方針が定められているか。システムリスク管理の基本方針には、セキュリティポリシー（組織の情報資産を適切に保護するための基本方針）及び外部委託先に関する方針が含まれているか。

③ (略)

### (3) システムリスク評価

① システムリスク管理部門は、顧客チャネルの多様化による大量取引の発生や、ネットワークの拡充によるシステム障害等の影響の複雑化・広範化など、外部環境の変化によりリスクが多様化していることを踏まえ、定期的に又は適時にリスクを認識・評価しているか。

また、洗い出したリスクに対し、十分な対応策を講じているか。

## II-3-1-1 主な着眼点

(1) (略)

### (2) システムリスク管理態勢

① (略)

② システムリスク管理の基本方針が定められているか。システムリスク管理の基本方針には、セキュリティポリシー（組織の情報資産を適切に保護するための基本方針）及び外部委託先に関する方針が含まれているか。また、統合された複数のサービスの一部として前払式支払手段発行業務を提供する場合、これら複数のサービス全体のシステムを踏まえた、リスク管理態勢を整備しているか。

③ (略)

### (3) システムリスク評価

① システムリスク管理部門は、顧客チャネルの多様化による大量取引の発生や、ネットワークの拡充によるシステム障害等の影響の複雑化・広範化など、外部環境の変化によりリスクが多様化していることを踏まえ、定期的に又は適時にリスクを認識・評価しているか。

また、洗い出したリスクに対し、十分な対応策を講じているか。

なお、多様なサービスやシステム（外部事業者が提供するものも含む。）と連携した、高度・複雑な情報システムを有している場合には、システムリスクに、以下のようなものを含めることが望ましい。

②・③ (略)

(4) 情報セキュリティ管理

①～⑤ (略)

⑥ 利用者の重要情報について、以下のような不正アクセス、不正情報取得、情報漏えい等を牽制、防止する仕組みを導入しているか。

(新設)

- ・ 職員の権限に応じて必要な範囲に限定されたアクセス権限の付与
- ・ アクセス記録の保存、検証
- ・ 開発担当者と運用担当者の分離、管理者と担当者の分離等の相互牽制体制 等

⑦～⑪ (略)

(5) サイバーセキュリティ管理

①・② (略)

③ サイバー攻撃に備え、入口対策、内部対策、出口対策といっ

・ 多様なサービスやシステムを利用することによって生じるリスク

・ 取引の急増への対応など、多様なサービスやシステムと連携することによって生じるリスク

なお、取引の急増が想定される場合には、システム連携を行う他社と想定取引件数などを事前に連携し、必要な対策を講じることが望ましい。

②・③ (略)

(4) 情報セキュリティ管理

①～⑤ (略)

⑥ 利用者の重要情報について、以下のような不正アクセス、不正情報取得、情報漏えい等を牽制、防止する仕組みを導入しているか。

・ 部署又は拠点（海外を含む。）の役割に応じて必要な範囲に限定されたアクセス権限の付与

- ・ 職員の権限に応じて必要な範囲に限定されたアクセス権限の付与
- ・ アクセス記録の保存、検証
- ・ 開発担当者と運用担当者の分離、管理者と担当者の分離等の相互牽制体制 等

⑦～⑪ (略)

(5) サイバーセキュリティ管理

①・② (略)

③ サイバー攻撃に備え、入口対策、内部対策、出口対策といっ

た多段階のサイバーセキュリティ対策を組み合わせた多層防御を講じているか。

- ・ 入口対策（例えば、ファイアウォールの設置、抗ウイルスソフトの導入、不正侵入検知システム・不正侵入防止システムの導入 等）
- ・ 内部対策（例えば、特権 ID・パスワードの適切な管理、不要な ID の削除、特定コマンドの実行監視 等）

- ・ 出口対策（例えば、通信ログ・イベントログ等の取得と分析、不適切な通信の検知・遮断 等）

④～⑥（略）

⑦ インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、例えば、以下のような取引のリスクに見合った適切な認証方式を導入しているか。

- ・ 可変式パスワードや電子証明書などの、固定式の ID・パスワードのみに頼らない認証方式
- ・ 取引に利用しているパソコンのブラウザとは別の携帯電話等の機器を用いるなど、複数経路による取引認証
- ・ ログインパスワードとは別の取引用パスワードの採用 等

た多段階のサイバーセキュリティ対策を組み合わせた多層防御を講じているか。

- ・ 入口対策（例えば、ファイアウォールの設置、抗ウイルスソフトの導入、不正侵入検知システム・不正侵入防止システムの導入 等）

- ・ 内部対策（例えば、特権 ID・パスワードの適切な管理、不要な ID の削除、特定コマンドの実行監視、本番システム（サーバー間）のセキュア化（パケットフィルタや通信の暗号化）、開発環境（テストを環境含む。）と本番システム環境のネットワークの分離、利用目的に応じたネットワークセグメント分離 等）

- ・ 出口対策（例えば、通信ログ・イベントログ等の取得と分析、不適切な通信の検知・遮断 等）

④～⑥（略）

⑦ インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、例えば、以下のような取引のリスクに見合った適切な認証方式を導入しているか。

また、内外の環境変化や事故・事件に応じ、認証方式の見直しを行っているか。

- ・ 可変式パスワード、生体認証、電子証明書を用いた多要素認証や多段階認証などの、固定式の ID・パスワードのみに頼らない認証方式
- ・ 取引に利用しているパソコン・スマートデバイス等とは別の機器を用いるなど、複数経路による取引認証
- ・ ログインパスワードとは別の取引用パスワードの採用（同一のパスワードの設定を不可とすること等の事項に留意するこ

(新設)

⑧ インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、例えば、以下のような業務に応じた不正防止策を講じているか。

- ・不正な IP アドレスからの通信の遮断
- ・利用者に対してウィルス等の検知・駆除が行えるセキュリティ対策ソフトの導入・最新化を促す措置
- ・不正なログイン・異常な取引等を検知し、連絡可能な利用者に対して速やかに連絡する体制の整備

(新設)

- ・前回ログイン（ログオフ）日時の画面への表示 等

(新設)

⑨・⑩ (略)

(6) システム企画・開発・運用管理

①～③ (略)

(新設)

(新設)

と。)

・ 特定の端末のみを利用可能とする端末認証機能 等

⑧ インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、例えば、以下のような業務に応じた不正防止策を講じているか。

- ・不正な IP アドレスからの通信の遮断
- ・利用者に対してウィルス等の検知・駆除が行えるセキュリティ対策ソフトの導入・最新化を促す措置
- ・不正なログイン・異常な取引等を検知し、連絡可能な利用者に対して速やかに連絡する体制の整備

・ 不正が確認された ID の利用停止

- ・前回ログイン（ログオフ）日時の画面への表示

・ 取引時の利用者への通知 等

⑨・⑩ (略)

(6) システム企画・開発・運用管理

①～③ (略)

④ インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、システム設計／開発段階に関わる規程に、以下のようなセキュリティに係る事項を含めているか。

- ・ 具体的なセキュリティ要件を明確化すること
- ・ セキュアコーディングの実施など脆弱なポイントが生じないように対策を行うこと

・ 他社のシステムと連携する場合には、連携する部分を含めサービス全体を踏まえたセキュリティ設計を行うこと 等

⑤ 他社のシステムと連携する場合や、多数の利用者が前払式支

④・⑤ (略)

(7) (略)

(8) 外部委託管理

① (略)

(新設)

払手段のシステムを利用することが見込まれる場合には、システム全体の品質を確保するために、以下の観点を含めた規程や方針等を策定し、適切に実施しているか。

- ・ 品質を確保するためのテスト実施方針を定めること
- ・ 性能設計を十分なものとし、パフォーマンスの上限値を管理すること
- ・ 連携する他社のシステムも考慮し、取引件数の状況、想定件数に応じたキャパシティ計画とすること（大規模な販売促進活動を行う等、一時的な取引件数の増加が見込まれる場合を含む。）
- ・ 各種資源の性能や容量の限界を考慮した、監視項目の設定や負荷状態の監視、必要に応じた制御を行うこと
- ・ システム開発時にシステムの制限値を把握すること 等

⑥・⑦ (略)

(7) (略)

(8) 外部委託管理

① (略)

② クラウドサービスなど外部サービスを利用する場合には、利用するサービスに応じたリスクを検討し、対策を講じているか。

例えば、以下のような点を実施しているか。

- ・ 重要なデータを処理・保存する拠点の把握
- ・ 監査権限・モニタリング権限等の契約書への反映
- ・ 保証報告書、第三者認証等の確認・評価
- ・ クラウド特有のリスクの把握 等

②～⑤ (略)

(9) コンティンジェンシープラン

① コンティンジェンシープランが策定され、緊急時体制が構築されているか。

② (略)

③ コンティンジェンシープランの策定に当たっては、災害による緊急事態を想定するだけでなく、前払式支払手段発行者の内部又は外部に起因するシステム障害等も想定しているか。

また、バッチ処理が大幅に遅延した場合など、十分なリスクシナリオを想定しているか。

④～⑥ (略)

(10) 障害発生時等の対応

①～④ (略)

⑤ システム障害等が発生した場合、障害の内容・発生原因、復旧見込等について公表するとともに、利用者からの問い合わせに的確に対応するため、必要に応じ、コールセンターや相談窓口の設置、認定資金決済事業者協会の協会員の場合には同協会

③～⑥ (略)

(9) コンティンジェンシープラン

① コンティンジェンシープランが策定され、緊急時体制が構築されているか。

また、システムに係る業務を外部委託している場合は、重要な外部委託先も含めた緊急時体制（サービスの提供元やシステムの連携先との連絡体制を含む。）が構築されているか。

② (略)

③ コンティンジェンシープランの策定に当たっては、災害による緊急事態を想定するだけでなく、前払式支払手段発行者の内部又は外部に起因するシステム障害等も想定しているか。

また、以下のようなリスクを想定した十分なリスクシナリオとなっているか。

- ・サイバー攻撃
- ・災害、パンデミック
- ・システム障害
- ・情報漏えい事案 等

④～⑥ (略)

(10) 障害発生時等の対応

①～④ (略)

⑤ システム障害等が発生した場合、障害の内容・発生原因、復旧見込等について公表（注）するとともに、利用者等からの問い合わせに的確に対応するため、必要に応じ、コールセンターや相談窓口の設置、認定資金決済事業者協会の協会員の場合に

に対応を依頼するなどの措置を迅速に行っているか。

また、システム障害等の発生に備え、関係業務部門への情報提供方法、内容が明確になっているか。

(新設)

⑥・⑦ (略)

## II-3-1-2 監督手法・対応

(1)・(2) (略)

(新設)

(中略)

## III 前払式支払手段発行者の監督に係る事務処理上の留意点

### III-1 一般的な事務処理等

#### III-1-1 一般的な監督事務

(1) 前払式支払手段発行者に対するヒアリング

は同協会に対応を依頼するなどの措置を迅速に行っているか。

また、システム障害等の発生に備え、関係業務部門への情報提供方法、内容が明確になっているか。

(注) ホームページ等での公表だけでなく、スマートデバイス等を通じて利用者等に直接通知することが可能な場合は、併せて利用者等に直接通知すること。

⑥・⑦ (略)

## II-3-1-2 監督手法・対応

(1)・(2) (略)

### (3) システムの更新・統合時等の対応

重要なシステムの更新・統合等を行う時は、必要に応じ、法第24条に基づく報告を求め、計画及び進捗状況、プロジェクトマネジメントの適切性・実効性等について確認を行い、重大な問題があると認められる場合には、法第25条に基づき業務改善命令を发出する等の対応を行うものとする。

(中略)

## III 前払式支払手段発行者の検査・監督に係る事務処理上の留意点

### III-1 基本的考え方及び一般的な事務処理等

#### III-1-1 検査・監督事務に係る基本的考え方

前払式支払手段発行者の検査・監督の目的は、資金決済に関する

財務局は、検査の指摘事項に対する改善報告などの各種報告や前払式支払手段発行者に対する苦情等の状況等から、利用者の利益の保護や前払式支払手段発行者の業務の健全かつ適切な運営の確保のため必要と認められる場合は、前払式支払手段発行者に対して、法令等遵守状況等に関する深度あるヒアリングを行うものとする。また、必要に応じ、財務局幹部による経営陣に対するトップヒアリングを実施するものとする。

なお、ヒアリング及び問題の検証に当たっては、当該問題がどのような背景や土壌から発生し、どのようなリスクを孕んでいるかなど、問題の本質を探究するとともに、前払式支払手段発行者の自覚と自主的な改善につながるよう有意義な監督事務の履行に十分配慮するものとする。

サービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護するとともに、当該サービスの提供の促進を図るため、前払式支払手段の発行等について、登録その他の必要な措置を講じ、もって資金決済システムの安全性、効率性及び利便性の向上に資することにある（法第1条参照）。

かかる検査・監督の目的を達成するためには、監督当局においても、前払式支払手段発行者に対し、個々の前払式支払手段発行者の規模や特性に応じた対応を継続的に行っていくことが必要である。

このため、前払式支払手段発行者の検査・監督事務を行うに当たっては、まずは、各業者がどの様にしてビジネスモデルの構築、コンプライアンス・リスク管理態勢の構築等の課題に取り組もうとしているかの方針を理解し、その上で、当該方針がどの様なガバナンス体制の下で実施され、如何なる潜在的なリスクや課題を内包し、各業者がこれらのリスク等をどの様に認識し対応しようとしているか、的確に把握することが不可欠である。

経営全体を見据えた重要課題に対応し、前払式支払手段発行者の業務の健全性・適切性及び利用者等の保護を図るとともに資金決済システムの安定性等に資するためには、各業者が、監督当局から指摘されることなく自らベストプラクティスに向けて改善するよう、前払式支払手段発行者自身で経営体制を変革していく必要がある。

監督当局としては、実態把握や対話等を通じた継続的なモニタリングの過程で、より良い実務を追求する各業者の取組みを促していく。

その上で、上記の過程で、業務運営に関し、利用者の利益を害する事実があると認められる場合や前払式支払手段発行者の自主的な取組みでは業務改善が図られないことが認められる場合は、法第25

条に基づく業務改善命令等の行政処分（Ⅲ－３）の発動等を検討することとする。

(1) 前払式支払手段発行者との十分な意思疎通の確保

検査・監督に当たっては、前払式支払手段発行者の経営に関する情報を的確に把握・分析し、適時適切に対応していくことが重要である。このため、監督当局においては、前払式支払手段発行者からの報告に加え、前払式支払手段発行者との健全かつ建設的な緊張関係の下で、日頃から十分な意思疎通を図り、積極的に情報収集する必要がある。具体的には、経営陣や社外取締役、内部監査の担当者を含む前払式支払手段発行者の様々な役職員との定期・適時の面談や意見交換等を通じて、前払式支払手段発行者との日常的なコミュニケーションを確保し、財務情報のみならず、経営に関する様々な情報についても把握するよう努める必要がある。

(2) 前払式支払手段発行者の自主的な努力の尊重

監督当局は、私企業である前払式支払手段発行者の自己責任原則に則った経営判断を、法令等に基づき検証し、問題の改善を促していく立場にある。検査・監督に当たっては、このような立場を十分に踏まえ、前払式支払手段発行者の業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

(3) 効率的・効果的な検査・監督事務の確保

監督当局及び前払式支払手段発行者の限られた資源を有効に利用する観点から、検査・監督事務は、前払式支払手段発行者の規

模や特性を十分に踏まえ、効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、前払式支払手段発行者に報告や資料提出等を求める場合には、検査・監督事務上真に必要なものに限定するよう配意するとともに、現在行っている検査・監督事務の必要性、方法等については常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性・有効性の向上を図るよう努めなければならない。

既報告や資料提出等については、前払式支払手段発行者の事務負担軽減等の観点踏まえ、年1回定期的に点検を行う。その際は、前払式支払手段発行者の意見を十分にヒアリングすることに留意する。

また、小規模な前払式支払手段発行者等に報告や資料提出等を求める場合には、当該前払式支払手段発行者の特性を十分に踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないように配意する。

#### (4) 前払式支払手段発行者に係る情報の積極的な収集

前払式支払手段発行者の検査・監督に当たっては、利用者等からの苦情等を含め、前払式支払手段発行者の経営に関する情報を的確に把握・分析し、必要に応じて、適時適切に検査・監督上の対応につなげていくことが重要である。

このため、前払式支払手段発行者からの報告だけでなく、利用者等から寄せられる苦情にも注意を払い、さらに認定資金決済事業者協会や前払式支払手段発行者との日頃からの十分な意思疎通を通じて積極的に情報収集する必要がある。

### Ⅲ－１－２ 一般的な監督事務

#### (1) オフサイト・モニタリング

#### (2) オフサイト・モニタリング

財務局は、必要に応じ、金融庁担当課室と連携をとりながら、以下の事項等について、提出された資料等の検証などにより、実態の把握に努めるものとする。

なお、オフサイト・モニタリングの具体的な実施に当たっては、金融庁担当課室から事務年度当初に監督に係る重点事項等を財務局に示すこととし、これを踏まえ、行うものとする。

- ① 経営管理（ガバナンス）の基本方針等
- ② 内部管理の状況
- ③ 法令等遵守の状況
- ④ 業務運営の状況
- ⑤ 内部監査の状況

（新設）

財務局は、必要に応じ、金融庁担当課室と連携をとりながら、以下の事項等について、提出された資料等の検証などにより、実態の把握に努めるものとする。

なお、オフサイト・モニタリングの具体的な実施に当たっては、金融庁担当課室から事務年度当初に監督に係る重点事項等を財務局に示すこととし、これを踏まえ、行うものとする。

- ① 経営管理（ガバナンス）の基本方針等
- ② 内部管理の状況
- ③ 法令等遵守の状況
- ④ 業務運営の状況
- ⑤ 内部監査の状況

(2) 法第 24 条に基づく立入検査

足下の健全性・適切性等について詳細な検証が必要と判断された場合等、必要が認められる場合には法に基づく立入検査を行う。その際、経営上重要な問題は何で、その根本的な原因は何かを常に念頭に置き、経営陣と議論を行うことで、安易な結論ではなく前払式支払手段発行者の経営や金融行政上重要な課題について根幹に根差した議論を行うよう心掛ける。

なお、立入検査に係る基本的な手続きは、別紙 1 「立入検査の基本的な手続き」を参照。また、検査結果通知書を交付した場合は、その交付日から原則として一週間以内に前払式支払手段発行者に対し、指摘事項についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策等について、法第 24 条に基づき、1 か月以内に報告することを求める。

(新設)

(3) 対話

対話は、財務の健全性やコンプライアンス等に係る重大な問題発生の有無や蓋然性、前払式支払手段発行者の経営状況の改善に向けた自主的な取組み状況等その時々における個別具体的状況、問題の性質、前払式支払手段発行者の規模や特性に応じて実施される。

対話を実施する際は、当局側の思い込み、仮説の押し付けを排し、可能な限り、前払式支払手段発行者が安心して自らの立場の主張をできるよう努めつつ、まずは、前払式支払手段発行者側の考え方や方針を十分に把握し、その上で事実の提示を伴いつつ行うことを徹底する。

更に、対話に当たっては、それまで、当局が各業者と行ってきたやりとり等を十分に踏まえ、対話の継続性に配慮した運営に努める必要がある。

イ. 当局による実態把握において、コンプライアンス等に係る重大な問題発生が蓋然性が高まったことが認められた場合においても、まずは、前払式支払手段発行者自らが課題・根本原因・改善策の妥当性について検証を行った上で、当局と前払式支払手段発行者との間で改善策の策定・実行について深度ある対話を行うこととする。但し、既に上記問題が発生している等高度の緊急性が認められる場合においては、当局が考える要改善事項の明確な指摘を行った上で各業者の対応方針を確認する。

ロ. 上記問題が発生する蓋然性が認められない前払式支払手段発行者については、自らの置かれた状況に応じ多様で主体的な創意工夫を発揮することで、ビジネスモデルやリスク管理の高度化努力を続けることが重要である。そこで、当局としては、日

頃のモニタリングを通じた特性把握を基に、各業者の置かれた経営環境や経営課題あるいは、各業者の戦略、方針について深い理解を持った上で、特定の答を前提とすることなく、前払式支払手段発行者自身に「気付き」を得てもらうことを目的に、前払式支払手段発行者との間で、ビジネスモデルやリスク管理、人材育成等について深度ある対話を行っていく（この過程でベストプラクティス等の他の参考事例を必要に応じて共有する）。

(4)～(6) (略)

Ⅲ－１－3 監督当局間の連携  
(略)

(削除)

(3)～(5) (略)

Ⅲ－１－2 監督部局間の連携  
(略)

Ⅲ－１－3 検査部局との連携

監督部局及び検査部局が、それぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を図り、オンサイト及びオフサイト双方のモニタリング手法を適切に組み合わせ、実効性の高い監督を実現する観点から、以下に留意するものとする。

(1) オフサイト・モニタリング等を通じて把握した問題点の検査部局への還元

監督部局がオフサイト・モニタリング等を通じて把握した前払式支払手段発行者の問題点については、次回検査においてその活用が図られるよう、検査部局に還元するものとする。

具体的には、監督部局は検査部局に対し、以下の点について説明を行うものとする。

<p>① <u>前回検査以降の前払式支払手段発行者の主な動き</u>  <u>(業務方法の変更、他社との提携、経営陣の交代等公表文書、等)</u></p> <p>② <u>当該前払式支払手段発行者に係る相談・苦情等及び対応</u></p> <p>③ <u>モニタリングの内容と結果</u></p> <p>④ <u>監督上の措置(報告徴収、行政処分等)の発動、改善策及びフォローアップの状況</u></p> <p>⑤ <u>各種ヒアリングの結果</u></p> <p>⑥ <u>監督部局として検査で重視すべきと考える点</u></p> <p>⑦ <u>その他</u></p> <p>(2) <u>検査を通じて把握した問題点に係る監督上の対応</u>  <u>検査部局が実施した前払式支払手段発行者に対する検査について、その検査結果を監督業務に適切に反映させ、利用者の利益の保護を図る観点から、Ⅲ－３に基づき行政処分等の措置を検討することとする。</u></p> <p>(3) <u>検査・監督連携会議の開催</u></p> <p>① <u>監督部局と検査部局との間の適切な連携を図るため、検査・監督連携会議を、必要に応じて適宜開催することとする。</u></p> <p>② <u>本会議においては、前払式支払手段発行者に対する検査・監督上の重要項目などの課題について、意見交換等を行うこととする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ－１－５ 内部委任  (略)</p>	<p>(中略)</p> <p>Ⅲ－１－５ 内部委任  (略)</p>
--	--

(新設)

(新設)

Ⅲ－２－１ 発行届出書、登録申請書の受理等

(1)～(3) (略)

(4) 第三者型発行者の登録の申請の審査

(新設)

(新設)

(新設)

①・② (略)

③ 法第10条第1項第5号に規定する「この章の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていない法人」であるかどうかの審査に当たっては、登録申請書及び同添付書類をもとに、ヒアリング及び実地検証により検証し、特に以下の点に留意するものとする。

(別紙1)「立入検査の基本的手続」

(別紙1-2)「重要事項一覧」

Ⅲ－２－１ 発行届出書、登録申請書の受理等

(1)～(3) (略)

(4) 第三者型発行者の登録の申請の審査

① 審査にあたり、特に、ビジネスモデルやシステムが高度・複雑なもの等について、必要に応じて金融庁と連携して審査をすること。

② 審査に当たっては効率的な審査を実施することに留意すること。

(注) 例えば、形式的な部分の検証に長時間かけないようにすることや、財務事務所と財務局の検証項目が重複しないように留意すること。

③ 第三者型前払式支払手段発行と資金移動業の一体的なサービスを提供するため、両方の登録を同時に受けようとする事業者の登録審査については、一体的な審査を行うように留意すること。

④・⑤ (略)

⑥ 法第10条第1項第5号に規定する「この章の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていない法人」であるかどうかの審査に当たっては、登録申請書及び同添付書類をもとに、ヒアリング及び実地検証により検証し、特に以下の点に留意するものとする。

イ. 事務ガイドラインⅡ-1からⅡ-3までに掲げた主な着眼事項について、申請者の登録申請書に記載されている発行の業務の規模・特性等からみて、適切に対応するための態勢が整備されているか。

ロ. 特に、組織態勢の確認に当たっては、法令等遵守のための態勢を含め、相互けん制機能が有効に機能する内部管理部門の態勢（業容に応じて、内部監査態勢）が整備されているか。

(5) (略)

(新設)

(6)~(9) (略)

(10) 前払式支払手段の発行に関する定期報告等

① 前払式支払手段発行者に係る定期報告

イ. 財務局長は、別紙様式 14 による届出・登録状況調査表及び別紙様式 15 による前払式支払手段発行残高調査表を、各通常基準日の翌月から 3 ヶ月末までに監督局長に対して送付するものとする。

ロ. 財務局長は、前払式支払手段発行者に対して、法第 24 条第 1 項の規定に基づき、毎年 3 月末における前払式支払手段発

イ. 事務ガイドラインⅡ-1からⅡ-3までに掲げた主な着眼事項について、申請者の登録申請書に記載されている発行の業務の規模・特性等からみて、適切に対応するための態勢が整備されているか。

ロ. 特に、組織態勢の確認に当たっては、法令等遵守のための態勢を含め、相互けん制機能が有効に機能する内部管理部門の態勢（業容に応じて、内部監査態勢）に見合った人員が確保されているか。

(5) (略)

(6) 登録を行った後のヒアリング等

登録を行った後、営業開始前までの間に、必要に応じて、ヒアリング及び実地検証等を行い、正常に営業を開始できるかどうかを確認すること。

(7)~(10) (略)

(11) 前払式支払手段の発行に関する定期報告等

① 前払式支払手段発行者に係る定期報告

財務局長は、別紙様式 14 による届出・登録状況調査表及び別紙様式 15 による前払式支払手段発行残高調査表を、各通常基準日の翌月から 3 ヶ月末までに監督局長に対して送付するものとする。

(削除)

行者の委託先に関する報告書を別紙様式 15 の 2 により毎年 5 月末までに徴収するものとする。

② (略)

(中略)

② (略)

(中略)

適否	審査内容
前払式支払手段の発行の業務に関する社内規則その他これに準ずるもの(内閣府令第16条第8号)など	
コンプライアンスに係る基本的な方針等(Ⅱ-1-1)	
(新設)	(新設)
(略)	(略)
<input type="checkbox"/>	反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことを決定した基本方針を社内外に宣言するとともに、法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を明確に位置付けているか。
<input type="checkbox"/>	法令等遵守の責任部署が明確化されているか。
(略)	(略)
情報の提供義務(Ⅱ-2-1)	
(略)	(略)
<input type="checkbox"/>	【内閣府令第21条第1項に規定する方法により情報を提供する前払式支払手段である場合】 法第13条第1項各号に定められた事項を証票等又は当該書面その他の物に漏れなく記載しているか。
<input type="checkbox"/>	【内閣府令第21条第2項各号に掲げる方法により情報を提供する前払式支払手段である場合】 利用者が発行者から前払式支払手段を購入する際(当該前払式支払手段が加算型前払式支払手段であって、当該加算が行われる場合を除く。)に、必ず、法第13条第1項各号に規定する事項に関する情報を確認する手続となっているか。
(新設)	(新設)

適否	審査内容
前払式支払手段の発行の業務に関する社内規則その他これに準ずるもの(内閣府令第16条第8号)など	
コンプライアンスに係る基本的な方針等(Ⅱ-1-1)	
<input type="checkbox"/>	法令等遵守の責任部署が明確化されているか。
(略)	(略)
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)
(略)	(略)
情報の提供義務(Ⅱ-2-1)	
(略)	(略)
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)
<input type="checkbox"/>	法第13条第1項各号に規定する事項に関する情報を適切に利用者に提

(略)	(略)	(略)	供することとなっているか。 (略)
<b>利用者に関する情報管理態勢 (Ⅱ-2-3)</b>		<b>利用者に関する情報管理態勢 (Ⅱ-2-3)</b>	
(略)	(略)	(略)	(略)
<input type="checkbox"/>	経営陣は、利用者に関する情報管理の適切性を確保するための組織体制の確立、内部管理態勢の整備を図っているか。	<input type="checkbox"/>	経営陣は、利用者に関する情報管理の適切性を確保するための組織体制の確立、 <u>社内規程の策定等</u> 、内部管理態勢の整備を図っているか。
<input type="checkbox"/>	利用者に関する情報の取扱いについて、具体的な取扱基準が定められているか。	<input type="checkbox"/>	利用者に関する情報の取扱いについて、具体的な取扱基準を <u>定めた上で</u> 、研修等により役職員に周知徹底を図ることとされているか。
<input type="checkbox"/>	<u>情報の当該前払式支払手段発行者以外の者への伝達に係る取扱基準を定めているか。</u>	(削除)	(削除)
(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	<input type="checkbox"/>	<u>外部委託の責任部署が明確化されているか。</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
<b>システム管理 (Ⅱ-3-1)</b>		<b>システム管理 (Ⅱ-3-1)</b>	
(略)	(略)	(略)	(略)
<input type="checkbox"/>	<u>システムリスク管理部門は、定期的に又は適時にリスクを認識・評価しているか。</u>	(削除)	(削除)
(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	<input type="checkbox"/>	<u>インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、例えば、固定式の ID・パスワードのみに頼らない認証方式や複数経路による取引認証など、取引のリスクに見合った適切な認証方式を導入しているか。</u>
<input type="checkbox"/>	<u>インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合、取引のリスクに見合った認証方式の導入及び業務に応じた不正防止策を講じているか。</u>	<input type="checkbox"/>	<u>インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、業務に応じた不正防止策を講じているか。また、不正なログイン・異常な取引等を検知し、速やかな利用者への連絡や不正が確認された ID の停止を行う体制を整備しているか。</u>
<input type="checkbox"/>	<u>現行システムに内在するリスクを継続的に洗い出し、その維持・改善のための投資を計画的に行っているか。</u>	(削除)	(削除)
(略)	(略)	(略)	(略)
<b>前払式支払手段の払戻し (Ⅱ-3-2)</b>		<b>前払式支払手段の払戻し (Ⅱ-3-2)</b>	
<input type="checkbox"/>	法 20 条 5 項に基づく払戻しを行うこととしている場合には、法令に定	<input type="checkbox"/>	法第 20 条第 5 項に基づく払戻しを行うこととしている場合には、法令

<input type="checkbox"/> (略)	める上限を越えて払戻しが行われることを防止するための態勢を整備しているか。 法 20 条 5 項に基づく払戻しを行うこととしている場合には、利用者に対して払戻手続について適切な説明を行うこととしているか。 (略)	<input type="checkbox"/> (略)	に定める上限を越えて払戻しが行われることを防止するための態勢を整備しているか。 法第 20 条第 5 項に基づく払戻しを行うこととしている場合には、利用者に対して払戻手続について適切な説明を行うこととしているか。 (略)
(中略)		(中略)	
<u>(別紙様式 15 の 2)</u> (略)		<u>(削除)</u>	
(中略)		(中略)	